

京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 22 年 3 月 31 日

京都市教育委員会

委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第 14 号

京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

(特殊現場作業手当)

第 2 条 特殊現場作業手当は、京都市立小学校の給食調理員が、正規に勤務する学校以外の学校において給食調理業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日 1 日につき 200 円とする。

別表を削る。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)